

条例の基本構成（たたき台）と前回意見等

1 いじめの防止等に関する基本的事項

項 目	内 容	第 1 回 検 討 委 員 会 に お け る 主 な 意 見	論 点
① 目 的	いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、子どもたちが健全に成長していく環境を整えること など	5-① いじめを受けたことにより、将来引きこもりなどになり、社会の一員として働くことができない場合もあるので、そうしたことを未然に防ぐためにも条例を制定することは意味がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の健やかな成長
② 基本理念	学校、家庭、地域、行政機関等が相互に連携し、いじめの防止等に社会全体で取り組むこと など		<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは学校の内外を問わずどの児童生徒にも起こりうるという認識 ・ いじめを受けている児童生徒の立場に立った対応 ・ いじめに対する児童生徒の理解の深化 ・ 社会全体でいじめの問題を克服すること
③ 関係者の責務や役割	道、学校、保護者、道民等の責務や役割を明らかにすること など		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の責務 ・ 学校設置者の責務
		3-② 教師と子どもの信頼関係の構築が重要であり、子どもの変化に敏感に気づき、気配り目配りができているかどうか、考える必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び学校の教職員の責務
		4-③ 子どもたちは、全体の2割は学校で、8割は家庭で過ごすといわれており、親の役割を考えていく必要がある。また、PTA組織として学校や地域と連携した取組を考えていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の責務 ・ 保護者への支援
		3-① いじめの未然防止には、教員に対する研修や、保護者と連携した対応が重要である。	
		4-④ いじめがあった場合は、対処方法について保護者も知識を身につける必要がある。	
	4-② 地域の中で、下校後の子どもたちの行動を見守っていくことも大切であり、地域コミュニティ全体としてどのように取り組んでいくのかを考える必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道民の役割 	

2 いじめの防止等に関する施策等

項 目	内 容	第 1 回 検 討 委 員 会 に お け る 主 な 意 見	論 点
① いじめの防止等の対策の推進に関する基本方針の策定	道、学校における基本方針の策定など	5-⑥ 集団の閉鎖性だけではなく、学校や教育委員会の閉鎖性も指摘されている。連携の重要性が求められているが、本当に開かれた学校にするために実効性のある条例をつくる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の内容 保護者や地域住民への公表 関係機関と連携した推進体制の整備
② いじめの未然防止に向けた取組	道徳教育及び体験活動の充実 など	<p>1-① 最近の子どもたちの友人関係は、信頼関係がしっかりとできておらず、希薄な関係にあり、壊れるのも早い。</p> <p>2-② いじめの中には、弱者をつくることで自分が強者になるという構図があり、子どもにとって、自分が弱者になりたくない、強者側に回ろうとするという実態もあると思う。</p> <p>2-③ いじめの問題のキーワードは「閉鎖性」である。同質でなければ仲間関係を維持できないので、異質なものを排除するために逸脱したものに對して何らかの制裁を加えてしまう。いじめない子どもも自分が異質な存在になりたくない、いじめに加わってしまうのではないか。</p> <p>5-⑤ 特別な支援を必要とする子どもたちは、周囲からあからさまな視線を受けることがある。子どもたちは一人一人違う人間であって、違う考え方やバックグラウンドをもっているということを許容する学校や社会となること、一人一人は違っても、命だけは等しく尊いということも条例に盛り込めないか、検討してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育及び体験活動の充実 望ましい人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成 違いを認め合い支え合うことの大切さを教える教育の充実 高度情報化時代におけるいじめへの対応
	教職員の資質の向上に向けた取組の充実 など	<p>1-① 最近の子どもたちの友人関係は、信頼関係がしっかりとできておらず、希薄な関係にあり、壊れるのも早い。【再掲】</p> <p>1-② 学校において、教師が子どもたちを評価していく際、否定的な表現になりがちであり、そのような言葉遣いが子どもたちを傷つけたり、いじめを誘発したりしているのではないか。</p> <p>2-③ いじめの問題のキーワードは「閉鎖性」である。同質でなければ仲間関係を維持できないので、異質なものを排除するために逸脱したものに對して何らかの制裁を加えてしまう。いじめない子どもも自分が異質な存在になりたくない、いじめに加わってしまうのではないか。【再掲】</p> <p>3-① いじめの未然防止には、教員に対する研修や、保護者と連携した対応が重要である。【再掲】</p> <p>3-② 教師と子どもの信頼関係の構築が重要であり、子どもの変化に敏感に気づき、気配り目配りができているかどうか、考える必要がある。【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等に係る教職員研修の充実 学校の組織体制の確立 いじめに対する保護者等の理解

項 目	内 容	第 1 回 検 討 委 員 会 に お け る 主 な 意 見	論 点
② いじめの未然防止に向けた取組	子どもによる自主的な活動の支援など	5-③ いじめをやめさせるためには、いじめに直接かかわっていない子どもたちの役割が重要であり、そうした子どもたちにどのようなことを期待し、指導していくのかについて検討する必要がある。	・ 児童生徒の自主的な企画及び運営による活動の促進
③ いじめの実態把握や相談体制の整備	定期的な調査等の実施 など	2-① いじめのアンケート調査やいじめの認知件数に現れていないいじめがあることをしっかりと考えていかなければならない。	・ いじめの実態を適切に把握するための定期的な調査の実施 ・ 道民からの情報提供
		2-④ いじめは教師から見えない世界で行われており、いじめが明らかになったときは深刻になっているケースが多くある。	
	子ども、保護者等が相談を行うことができる体制の整備 など	2-⑤ 北海道のいじめの解消率は94.7%とあったが、いじめが起きて、解消するというシンプルな構図だけではなく、繰り返しいじめが行われたり、いじめの態様が変わって、目に見えない形で行われたりするものもある。	・ 児童生徒及び保護者等が相談を行うことができる体制の整備
④ いじめに対する措置	いじめを受けている子どもに対する支援 など	2-① いじめのアンケート調査やいじめの認知件数に現れていないいじめがあることをしっかりと考えていかなければならない。【再掲】	・ いじめを受けている児童生徒や保護者への継続的な支援 ・ スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の協力
		4-⑤ ミッションスクールには牧師がいるが、担任やクラブ顧問ではない牧師に対して子どもたちが心情を吐露することで、子どもたちを支援、元気を取り戻すきっかけとなることがある。	
	いじめを行っている子どもに対する指導 など	5-④ いじめが発見されてから、解消されるまでには長い時間がかかる。認知から解消までの、スクールカウンセラーの充実などの支援体制についても検討していただきたい。	・ いじめを行った児童生徒への継続的な指導や保護者への対応 ・ スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の協力
⑤ 関係機関等との連携	警察、大学等との連携 など	2-② いじめの中には、弱者をつくることで自分が強者になるという構図があり、子どもにとって、自分が弱者になりたくない、強者側に回ろうとするという実態もあると思う。【再掲】	・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合の警察との連携 ・ いじめの防止に係る学校間の連携 ・ 大学等と連携した教員研修や共同研究の充実
		2-③ いじめの問題のキーワードは「閉鎖性」である。同質でなければ仲間関係を維持できないので、異質なものを排除するために逸脱したものに對して何らかの制裁を加えてしまう。いじめない子どもも自分が異質な存在になりたくない、いじめに加わってしまうのではないか。【再掲】	
		4-① いじめの問題については、関係機関と連携した取組を進めることが重要である	
		6-① 調査結果などの数値的な資料も必要であるが、学校で起こっているいじめの実態を踏まえて検討することも重要である。	

項 目	内 容	第 1 回 検 討 委 員 会 に お け る 主 な 意 見	論 点
⑥ いじめの防止等の取組の点検・評価等	取組の実施状況の点検・評価及び今後の取組への反映 など	6-② 実効あるいじめ防止対策を進めていくことは重要であり、そのためには、これまでの取組の総括や、いじめの問題が起こる要因についても考えていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等の対策の実施状況の定期的な点検及び評価並びにその結果の公表
⑦ 重大事態への対処	設置者、学校における対処 など		<ul style="list-style-type: none"> 重大事態が発生した場合の調査の実施
	調査等のための組織の設置 など		<ul style="list-style-type: none"> 重大事態の真相究明のため、必要に応じての第三者による調査等の実施